

別紙 1 学校施設使用料減免基準表

学校施設使用料減免基準			
活動主体	活動内容例	減免可否	
守口市、国又は他の地方公共団体が使用する場合	—	免 除	
地域団体等が使用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、部会等各種会議 ・体育祭等行事、夏祭り、文化祭 等 	免 除	
	町会、自治会、老人クラブ・人権協議会・社会福祉協議会・婦人会・商工会議所 等 （構成員のうち、市民等（※）を8割以上含んで組織された団体） <ul style="list-style-type: none"> ・講演会、講習会、各種相談会 ・校区スポーツ大会、地域球技大会等行事 ・交通安全教室 等 	免 除	
	・会員の趣味・教養的活動（パレー、カラオケ、将棋等文化・スポーツ・レクリエーション活動）等	全額自己負担	
	青少年の健全育成を目的にして、構成員のうち守口市立学校の児童・生徒を8割以上含んで組織された団体	少年少女スポーツチーム・文化等の活動	免 除
公共的団体に所属する活動団体 （構成員のうち、市民等（※）を8割以上含んで組織された団体）	公共的なスポーツ協会や文化協会等に所属する団体による当該協会等の活動目的に基づく活動	免 除	
地域団体等でない団体の独自活動を行うための使用	ボランティア団体（社会福祉協議会に登録するボランティア団体） （構成員のうち、市民等（※）を8割以上含んで組織された団体）	ボランティア活動（手話・朗読等福祉、日本語指導、読み聞かせ・子育て広場等子育て支援ボランティア等）	免 除
		活動準備、練習、会議（上記以外の場合）	全額自己負担

（※） 市民等とは、市内に居住、在職、在学する者をいう。